

2020年9月7日



「新型コロナウイルス感染症」拡大に伴う 住宅ローン条件変更手数料の免除期間延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた住宅ローン等をご利用のお客さまを対象に、本年4月28日より返済期日や返済額などの条件変更手数料を免除しております。この度、現在のコロナ禍の状況を鑑み、条件変更手数料の免除期間を下記の通り延長いたしますのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルスにかかるお借入れやご返済に関する相談窓口を設置し、ご相談を承っております。

記

1. 対象となるお客さま

「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い影響を受けた住宅ローン等をご利用のお客さま

2. 対象となる条件変更手数料

住宅ローンおよび不動産担保ローン（ビッグフリーローン等）にかかる返済条件変更手数料22,000円（税込）を免除いたします。

※一部、免除の対象外となるローンがございます。詳しくはお取引店の窓口までお問い合わせください。

3. 免除期間

2020年4月28日（火）～2021年3月31日（水）

※期限を2020年9月30日（水）から延長

参考：ご相談窓口のご案内

<https://www.meigin.com/emergency/>

以 上